

## 公園パフォーマー 募集要項

- 目的 公園を活用し、パフォーマンスアーティストという新たなコンテンツに場所の提供・開放することで、市内外の交流人口を増加させ、公園の活性化、利用促進を図る
- 活動日時 原則土日祝日 午前9時00分から午後4時00分まで  
※ただし管理者の指定日時を除く
- 活動場所 古河総合公園、古河市ネーブルパーク、三和ふるさとの森  
※管理者から指定された区域
- 活動内容 ジャグリング・バルーンアート・パントマイム・マジック・弾き語り・ダンス・パーカッション・似顔絵書き・フェイスペイントなど  
**【禁止事項】**
  - ・周囲の迷惑になるような音や行為
  - ・危険物（刃物、火器等）の使ったパフォーマンス
  - ・動物を使ったパフォーマンス
  - ・宗教、特定の思想を伴ったパフォーマンス
  - ・DVD、CD、チケットなどの物販行為。  
※ただし似顔絵書き等パフォーマンスに伴う成果物は除く
  - ・公序良俗に反するパフォーマンスは不可とする
- 登録料 1,500円（年間）※4/1～3/31の期間
- 活動条件 公園パフォーマー利用規則に同意し、登録申請書を提出し、登録許可を受けた方
- 利用規則
  - ① 公社からの報酬・交通費などの支払いはしない
  - ② パフォーマーは、見物者からの投げ銭などを収入とする  
ただし、投げ銭のあからさまな強要はしないものとする
  - ③ パフォーマーは、事前に出演許予約を得ること
  - ④ 配置は、管理者と協議により決定します。
  - ⑤ 区画からはみ出しての行為は禁止します
  - ⑥ 活動において発生したゴミ、材料等は、出演者が持ち帰ること
  - ⑦ パフォーマンスに必要な備品等は、パフォーマーがすべて用意すること
  - ⑧ 登録時の内容やメンバーに変更が生じる場合は、届出を再度おこなうこと。
  - ⑨ 活動に伴う見物者との事故やトラブル等について、主催者は一切の責任を負いかねます。活動に対して賠償責任保険に加入するなど、パフォーマーごとに対応すること
  - ⑩ 活動後は原状復帰を原則とする
  - ⑪ 主催者が決めた措置や判断を遵守し指示に従うこと

裏面に続く

